

リトアニア共和国原子力安全検査局 と 日本国原子力規制委員会との 情報交換に関する覚書

リトアニア共和国原子力安全検査局（以下 VATESI という）と日本国原子力規制委員会（以下 NRA という）、両者を以下当局又は一括りに当局（複数）という、は

- ・ リトアニア共和国及び日本国の双方における平和目的への原子力の利用とその関連活動の意義深い重要性に考慮し、
- ・ 原子力発電所の原子力安全、放射線防護、核セキュリティ及び原子力関連活動並びに保障措置課題における共通の関心に留意し、

双方の原子力規制当局にとって共通の関心のある分野において協力することの認識を共有する。

VATESI と NRA の協力活動には、また、いずれかの当局により必要と判断された場合には他方の当局の同意を得て、技術科学支援機関（以下 TSOs という）とそれぞれの国の機関を招へいすることができる。

1. 範囲

この覚書における協力の範囲は以下の通り。

- ・ 原子力発電所の原子力安全、放射線防護、核セキュリティおよび原子力関連活動並びに保障措置の分野において付随する技術改善を含む共通の関心課題に関する情報交換を促進する。
- ・ 両国の原子力安全、放射線防護、核セキュリティ及び保障措置規制を強化するうえでの連携を支援する。

2. 手続き

- (1) 各当局は情報交換の管理を担当する調整役を任命する。
- (2) 情報交換は文書の交換により、二国間会合により又は適当なイベント（例えば、トレーニングコースやワークショップ）における専門家の参加を含む他の適当な方法により実施する。
- (3) 二国間会合は、お互いが受け入れられる任意の時期と場所で交互に主催される。

- (4) 二国間会合のアジェンダは事前に各当局で協議される。
- (5) 招へいされた TSOs や国の機関の専門家は、両当局によって事前に追加的に決められた場合、二国間会合に参加することができる。
- (6) 機密扱いと表示された交換情報は関係する TSOs や国の機関に渡してはならない、そして相手方の当局の書面による同意なしに発表又は公開してはならない。
- (7) 情報の交換、取扱い及び配布は、共有される情報のタイプに対して各國で施行されている法律に従う。
- (8) 情報の交換は英語で行う。

3. 規約

- (1) この覚書は、国際法の下で法的に拘束力のある権利や義務を発生するものではない。
- (2) この覚書は、両当局の署名をもって有効となり、終了の 90 日前に書面による通知により一方の当局から終了されない限り 5 年間有効である。本覚書は相互の書面による同意によりさらに延長することができる。
- (3) 覚書の規定の解釈に関する異議や争点は当局の相互の同意によって解決する。
- (4) この覚書は、当局の相互の同意により改訂することができる。改訂を提案する当局は相手方の当局に通知し、改訂案を準備する。この覚書の改訂は両当局の署名後に有効となる。
- (5) この覚書は、欧州連合にリトアニア共和国が加盟していることを考慮して適用される。

この覚書の英語の原本は、2014年9月24日ウィーンにて2通署名され、日本語及びリトアニア語の原本は2014年12月18日東京にて、また、2014年12月31日ビルニュスにてそれぞれ署名され、すべての原本は同等に扱われる。

この覚書の条項の解釈に相違がある場合は、英語の原本を参照する。

VATESI



Michail Demčenko
Head

NRA



S. Tanaka
田中 俊一
委員長